

労基署対応~是正勧告と職場改善

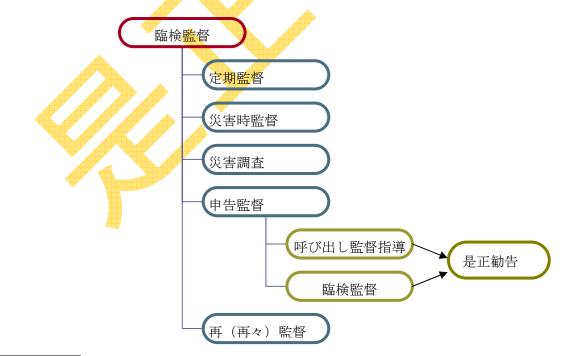
ます。

労働基準監督署は ①労働基準法等の周知徹底・・・一般労働条件について

- ②安全衛生の確保・改善・・・安全衛生について
- ③労働災害補償・・・などを主な業務としています。

近年、特に

- ①長時間労働(過重労働)・・・過労死・過労自殺など
- ②サービス残業 ③名ばかり管理職 ④偽装請負 ⑤日雇派遣問題 ⑥労災隠し ⑦セクハラ、パワハラ ⑧採用内定取消 **⑨製造業務派** 遺労働者の契約打ち切り問題(2009年問題) ⑩派遣切り・・・・な どが社会問題となっています。
- それらに伴い、 労基署による調査監督、是正勧告、司法処分などが増加しております。 労基法101条には『監督官は事業場・・・に臨検し、帳簿・書類の提 出を求め、・・・尋問を行うことができる」とあり、それらは予告なしに 行われることがあり、原則として断ることができません。 監督官は法違反の発見が使命であり、臨検監督のできる権限を持ってい



監督の結果: ⇒是正勧告書、指導票の交付、使用停止等命令書、是正報告書

申告事件 ①賃金不払い ②解雇 ③残業代

ではどうする⇒日頃から労働条件点検チェックリストなどで労働条件を点検し、 <u>対策</u>を講じて置きましょう。

①法定届書の作成・届出

36 協定、就業規則の変更届、定期健康診断、管理者選任、労働 者代表の適正選任など

②労働時間管理の徹底

割増賃金法定計算、変形性の導入、振替休日、サービス残業の 解消、管理監督者に該当・非該当など

③安全配慮義務の履行

長時間労働の解消、健康管理など

※ 従業員からのアンケート調査等に(匿名でも可)より、自由な意見を 聴取して、幅広く経営改善に取り組んでいくことも必要でしょう。

2009年問題とは

物の製造業務の派遣可能期間が平成19年(2007年)3月1日より最長3年に延長された。それが2009年において満了することになる。

★厚労省の基本的な考え方は

- ① 労働者派遣は、臨時的・一時的な労働力需給調整の仕組み
- ② 派遣可能期間満了後も当該業務の処理が必要である場合は、基本的には、 <u>指揮命令が必要な場合は直接雇用</u>に、<u>指揮命令が必要でない場合は請負</u> によることとすべきもの
- ③ 直接雇用又は請負は、**いわゆるクーリング期間(3か月)経過後再度の労働 者派遣の受入れを予定することなく**、適切に行われるべきもの として

適切な対応を事業主団体等への周知及び要請を行ったもの。これがいわゆる『2009年問題』です。

(2008年11月29日)